

**昭和三十七年政令第三百二十九号**

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行  
内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項、第六条第三項及び附則第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

## (保管場所の要件)

**第一条** 自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条の政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

- 当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離が、二キロメートル（法第十三条第二項の運送事業用自動車である自動車につては、国土交通大臣が運送事業（同条第一項の自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業をいう。）に関し土地の利用状況等を勘案して定める地域に当該自動車の使用の本拠の位置が在るときは、当該地域につき国土交通大臣が定める距離）を超えないものであること。
- 当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入させ、かつ、その全体を収容することができるものであること。
- 当該自動車の保有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

## (保管場所の確保を証する書面等)

**第二条** 法第四条第一項の政令で定める通知書、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明した書面とする。

法第四条第一項ただし書の政令で定める通知書は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明した書面とする。

以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政の使用に係る電子計算機に送信するこ

## (届出事項)

**第三条** 法第五条、第七条第一項（法第十三条第

四項において準用する場合を含む。）及び第十

三条第三項の政令で定める事項は、当該自動車に

に関する次に掲げるものとする。

- 一 車名
- 二 型式
- 三 車台番号
- 四 車体の長さ、幅及び高さ

## (法第十一條第一項及び第二項の規定の適用除外に係る用務等)

**第四条** 法第十一条第三項の政令で定める特別の用務は、次の各号に掲げる用務とする。

- 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第二項の規定による災害応急対策の実施
- 二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）、第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十三条第二項の規定による自衛隊の行動
- 三 法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 自動車が、工作物の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

二 自動車が、自衛隊法第七十七条の規定による防衛出動待機命令又は同法第七十九条第一項の規定による治安出動待機命令に基づく待機が行われている間、当該待機のため駐車す

ることがやむを得ない場合

三 自動車が、医師若しくは歯科医師の往診又は助産師の出張による業務が行われている間、当該業務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

四 自動車が、生命が危険な状態にある傷病者を看護する用務が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

五 自動車が、報道機関による報道の取材が行われている間、当該報道の取材のため駐車す

ることがやむを得ない場合

六 自動車が、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに掲げ

るもの並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百二十八条规定の適用がある線路及び空中線並びにこれら

附属設備に係る工事が行われている間、当該

## 工事の実施のため駐車することがやむを得ない場合

自動車が、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七十七条第一項の規定による道路の構造に関する調査が行われている間、当該

調査の実施のため駐車することがやむを得ない場合

自動車が、犯罪の予防、鎮圧又は搜査が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

自動車が、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五章の規定による退去強制手続を執行する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車するこれがやむを得ない場合

自動車が、犯罪の予防、鎮圧又は搜査が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

自動車が、総務省設置法（平成十一年法律第九十号）、第二十八条第一項に規定する事務（同法第四条第一項第六十四号及び第六十五号に掲げる事務に係るものに限る。）が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

自動車が、総務省設置法（平成十一年法律第九十号）、第二十八条第一項に規定する事務（同法第四条第一項第六十四号及び第六十五号に掲げる事務に係るものに限る。）が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

火事、出水等の事故その他自己の責めに帰することのできない理由により自動車の保管場所を使用することができないため道路上の場所を当該自動車の保管場所として使用する所と定める区域とする。

この政令は、昭和三十八年五月九日政令第一六一号

（届出事項）

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

法附則第七項の政令で定める事項は、同項の規定による届出に係る自動車に関する第三条各号に掲げる事項とする。

（保管場所としての道路の使用の禁止等の規定の適用地域）

一 軽自動車である自動車 特別区及び別表第一二に掲げる市、町及び別表第一に掲げる村の区域

二 法第四条第一項の処分に係る自動車 特別区並びに市、町及び別表第一に掲げる村の区域

三 法附則第三項の政令で定める地域は、前項第一号に定める区域とする。

法附則第三項の政令で定める地域は、前項第一号に定める区域とする。

（届出事項）

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

法附則第七項の政令で定める事項は、同項の規定による届出に係る自動車に関する第三条各号に掲げる事項とする。

（保管場所としての道路の使用の禁止等の規定の適用地域）

一 軽自動車である自動車 特別区及び別表第一二に掲げる市、町及び別表第一に掲げる村の区域

二 法第四条第一項の処分に係る自動車 特別区並びに市、町及び別表第一に掲げる村の区域

三 法附則第三項の政令で定める地域は、前項第一号に定める区域とする。

法附則第三項の政令で定める地域は、前項第一号に定める区域とする。

（届出事項）

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

法附則第七項の政令で定める事項は、同項の規定による届出に係る自動車に関する第三条各号に掲げる事項とする。

（保管場所としての道路の使用の禁止等の規定の適用地域）

一 軽自動車である自動車 特別区及び別表第一二に掲げる市、町及び別表第一に掲げる村の区域

二 法第四条第一項の処分に係る自動車 特別区並びに市、町及び別表第一に掲げる村の区域

三 法附則第三項の政令で定める地域は、前項第一号に定める区域とする。

法附則第三項の政令で定める地域は、前項第一号に定める区域とする。

（届出事項）

この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。

（保管場所の確保を証する書面の提出等、保管場所標章等の規定の適用地域）

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十五年八月二十日）から施行する。

附 則 （昭和四五年七月二七日政令第二二七号）抄

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十五年八月二十日）から施行する。

法」という。)の施行の日(昭和四十六年十二月一日)から施行する。

12 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なほ従前の例による。

**附則 (昭和四七年四月二八日政令第一〇〇号)** この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第百三十九号)の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

**附則 (昭和四八年三月三一日政令第四一號)** 抄 1 この政令は、昭和四十八年六月一日から施行する。

**附則 (昭和五五年六月二三日政令第一八三号)** 抄 1 この政令中、第一条の規定は附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律(昭和五十五年法律第十三号)の施行の日(昭和五十五年六月三十日)から、第二条並びに附則第一項及び第三項の規定は郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十八号)の施行の日(昭和五十五年七月一日)から施行する。

**附則 (昭和五六年一〇月二七日政令第三一〇号)** 抄 1 この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

**附則 (昭和五九年六月六日政令第一七六号)** 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

**附則 (昭和五九年六月二三日政令第一八四号)** 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

**附則 (昭和五九年六月一三日政令第一八四号)** 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

**附則 (昭和六〇年三月一五日政令第三一〇号)** 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和六十年三月一日から施行する。

**附則 (昭和六〇年三月一五日政令第三一〇号)** 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和六十年三月一日から施行する。

**附則 (昭和六〇年六月一三日政令第一九五号)** 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和六一年一月一日から施行する。

**附則 (昭和六〇年六月一三日政令第一九五号)** 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和六一年一月一日から施行する。

**附則 (昭和六一年一月一〇日政令第一一二号)** 抄 (施行期日) 1 この政令は、昭和六一年一月一日から施行する。

	北海海運局長	北海道運輸局長
	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)及	東北運輸局長
	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)及	新潟運輸局長
	新潟運輸監理部長	新潟運輸局長
	東海運輸局長	関東運輸局長
	近畿海運局長	中部運輸局長
	中國海運局長	中国運輸局長
	四国海運局長	四国運輸局長
	九州海運局長	九州運輸局長
	丸幌陸運局長	北海道運輸局長
	仙台陸運局長	東北運輸局長
	新潟陸運局長	新潟運輸局長
	東京陸運局長	中国運輸局長
	高島陸運局長	関東運輸局長
	名古屋陸運局長	中部運輸局長
	大阪陸運局長	四国運輸局長
	広島陸運局長	四国運輸局長
	福岡陸運局長	九州運輸局長

附則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄 (施行期日)

**第一条** この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

**附則 (平成七年六月二六日政令第二六四号)** 抄 (施行期日)

この政令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第七十三号)の施行の日(平成八年一月一日)から施行する。

**附則 (平成一〇年六月一二日政令第二一四号)** 抄 (施行期日)

この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

第一項	この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
第二項	この政令は、令和三年九月一日から施行する。
第三項	この政令は、平成二十八年三月三一日政令第一〇三号) 抄 (施行期日)
第四項	この政令は、令和二年三月三一日政令第一九五号) 抄 (施行期日)
第五項	この政令は、令和三年七月一二日政令第一九五号) 抄 (施行期日)

律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成一七年五月二七日政令第一八七号) 抄 (施行期日)

この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(以下「改正法」といふ)の施行の日(平成十七年十一月二十六日)から施行する。

**附則 (平成二八年三月三一日政令第一〇三号)** 抄 (施行期日)

この政令は、令和二十八年三月三一日から施行する。

別表第一(附則第一二項関係)	都道府県名 郡名 村名
1 岩手県 青森県 南津軽郡 田舎館村 滝沢村	岩手県 青森県 南津軽郡 田舎館村 滝沢村
2 福島県 宮城県 岩手県 黒川郡 岩手郡 大衡村 東海村	福島県 宮城県 岩手県 黒川郡 岩手郡 大衡村 東海村
3 茨城県 茨城県 那珂郡 河沼郡 北会津郡 北会津村 湯川村	茨城県 茨城県 那珂郡 河沼郡 北会津郡 北会津村 湯川村
4 埼玉県 埼玉県 大里郡 筑波郡 新治郡 谷和原村 新治村	埼玉県 埼玉県 大里郡 筑波郡 新治郡 谷和原村 新治村
5 千葉県 千葉県 印旛郡 印旛村 本埜村	千葉県 千葉県 印旛郡 印旛村 本埜村
6 富山県 富山県 中新川郡 舟橋村 下村	富山県 富山県 中新川郡 舟橋村 下村
7 静岡県 静岡県 磐田郡 射水郡 豊岡村 南河原村 川里村	静岡県 静岡县 磐田郡 射水郡 豊岡村 南河原村 川里村
8 愛知県 愛知県 海部郡 高市郡 南河内郡 十四山村 飛島村 立田村	愛知県 愛知県 海部郡 高市郡 南河内郡 十四山村 飛島村 立田村
9 奈良県 奈良県 大坂府 山辺郡 都祁村 日吉津村 明日香村	奈良県 奈良県 大坂府 山辺郡 都祁村 日吉津村 明日香村
10 岐阜県 岐阜県 都建郡 西伯郡 山内郡 千早赤阪村	岐阜県 岐阜县 都建郡 西伯郡 山内郡 千早赤阪村
11 滋賀県 滋賀県 朝倉村 山手村 清音村	滋賀県 滋賀县 朝倉村 山手村 清音村
12 三重県 三重県 北中城村 中城村	三重県 三重县 北中城村 中城村
13 鳥取県 鳥取県 岡山県 岡山県 越智郡	鳥取県 鳥取县 岡山県 岡山県 越智郡
14 鳥取県 鳥取縣 岡山縣 岡山縣 北頭郡	鳥取県 鳥取县 岡山県 岡山県 北頭郡
15 鳥取県 鳥取縣 岡山縣 岡山縣 北中城村	鳥取県 鳥取县 岡山県 岡山県 北中城村

都道府県名	市名	別表第二(附則第二項関係)	
		島尻郡	豊見城村 大里村
北海道	札幌市	函館市 小樽市	旭川市 室蘭
青森県	青森市 弘前市	江別市 八戸市	北見市 苦小牧
岩手県	盛岡市	仙台市 石巻市	八戸市
宮城県	秋田市	福島市 鶴岡市 酒田市	
山形県	山形市		
福島県	福島市		
茨城県	茨城県		
栃木県	宇都宮市 足利市	小山市	いわき市
群馬県	前橋市	日立市 土浦市	つくば市
埼玉県	川越市	熊谷市 川口市 浦和市	大宮
千葉県	市原市 船橋市	所沢市 上尾市 与野市	新習志野市 新座市
東京都	八王子市	高崎市 桐生市 伊勢崎市	太田市
神奈川県	横浜市 横須賀市	青梅市 三鷹市	足利市
新潟県	富山市	市原市 佐倉市	八千代市 我孫子
石川県	金沢市	市立川市 武蔵野市	和光市
富山県	高岡市	立川市 三鷹市	柏谷
長野県	甲府市	多摩市 小平市	相模原市 東村山
岐阜県	福井市	市原市 藤沢市	昭島市
岐阜県	長野市	市立市 藤沢市	調布市
長野県	松本市	多摩市 厚木市	入間市 東久留米市
岐阜県	各務原市	多治見市 海老	相模原市 久留米市

静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 清水市 三島
滋賀県	市 富士宮市 富士市 焼津市 藤枝市
愛知県	名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 烏山市
京都府	市 豊田市 半田市 春日井市 豊川市 刈谷
滋賀県	市 豊田市 安城市 小牧市 桑名
三重県	市 津市 四日市市 伊勢市 松阪市
滋賀県	市 丹波市 天理市 草津市
滋賀県	市 鈴鹿市 彦根市
滋賀県	市 大津市 宇治市 長岡京市
滋賀県	市 大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田
滋賀県	市 吹田市 泉大津市 高槻市 富田林
滋賀県	市 枚方市 沢木市 八尾市 富原市 大
滋賀県	市 真理市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野
滋賀県	市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大
滋賀県	市 木門真市 河内長野市 松原市 大
滋賀県	市 東大阪市 四條畷市 交野市 大阪
滋賀県	市 神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮
滋賀県	市 芦屋市 大和高田市 榛原市 生駒市 宝塚
滋賀県	市 川西市 伊丹市 加古川市 藤井寺
滋賀県	市 広島市 吉市 東広島市
兵庫県	市 下関市 宇部市 山口市 徳山市 防府
奈良県	市 奈良市 大和高田市 榛原市 生駒市 西宮
和歌山県	市 鳥取市 米子市 和歌山市
和歌山県	市 岡山市 倉敷市
和歌山県	市 香川県
和歌山県	市 广島県
和歌山県	市 岩国市
和歌山県	市 德島县
和歌山県	市 高知县
和歌山県	市 熊本县
和歌山県	市 佐贺县
和歌山県	市 长崎县
和歌山県	市 大分县
和歌山県	市 宫崎县
和歌山県	市 鹿儿岛县
沖縄県	那霸市 沖縄市